

くらしの法律救急箱



第36回 スポーツと事故に関するギモン

Q1 スポーツ中の事故で怪我をした場合、誰にどのような責任を追及できるのですか。

A1 法的責任は、民事責任と刑事責任とに分けることができます。民事責任は、不法行為責任に基づいて、事故によって生じた損害の賠償を求めることです。

もともと、不法行為責任にもさまざまな種類があり、①指導上の不注意を理由に指導者に対して行うもの、②その指導者を雇用している法人等に対して行うもの、③施設の欠陥が原因である場合に、その施設の管理者に対して行うもの等が考えられます。

他方、刑事責任は、その行為が犯罪に当たるとして、刑罰が科せられるものであり、事故が起こった場合は、指導・監督の立場にある人について業務上過失致死傷罪に当たることが問題となるでしょう。

Q2 ボクシングなど、相手に攻撃を加えるスポーツ中に怪我をさせた場合、責任を問われるのでしょうか。

A2 格闘技などのスポーツに参加する人は、ルールに従って競技を行っている限りは、安全配慮義務を尽くしたと捉えられ、原則として、責任を問われることはな

いと考えられます。参加者は、そのスポーツにある程度の危険性があることを認識しており、ルールに従った上で損害が発生してもやむを得ないといえるからです。格闘技などに限らず、例えば、小学生のサッカーの授業中に生徒が蹴ったボールが他の生徒に当たって、失明した事故について、裁判所は、サッカーでは、ボールに向けてボールを蹴ることが基本的な事柄であり、ボールを蹴返すことも絶えず反復されるプレーであって、コントロールが悪く、駆け寄った相手方にボールが当たることよく起こりやすい事態であるが、この程度の危険があるからといってボールを蹴返すことを禁じるとすればサッカーゲームは成り立たない、と述べています。

Q3 スキーヤー同士が衝突した場合も、賠償責任を負わないのでしょうか。

A3 スキー場で、上方から滑降してきたスキーヤーが下方を滑降していたスキーヤーに衝突し、下方のスキーヤーが骨折などの怪我をした事故について、上方から滑降してきたスキーヤーの責任が問題となった事案で、一審と二審の裁判所は、スキーの滑降は危険を含むものであり、スキーのルールやマナー、スキー場の規則に違反しない場合は、過失は認められないとしました。これに対して、最高裁は、上方から滑降する人は、



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

前方を注視し、下方を滑降している人の動静に注意して、接触や衝突を回避できるよう速度や進路を選んで滑降すべき注意義務を負うと述べ、これを怠った上でのスキーヤーに過失を認めました。

つまり、単に、スポーツのルールやマナーを守るだけでなく、事故当事者双方の位置など、その場の状況に照らして危険を回避するための基本的な行動が求められるといえます。

Q4

悪天候による事故の場合、引率や指導していた人は責任を問われるのでしょうか。

A4

この場合、引率や指導していた人に責任が認められるかどうかは、安全配慮義務、つまり、事故が予見でき、それを回避できたにもかかわらず、回避行動をとらなかったかどうかといった点が問題となります。雪山での雪崩、水泳訓練中の海流の異常、突然の暴風雨による施設の損壊などの自然現象が原因でも、それによって事故が起これと予見できた場合には、「不可抗力」とはいえず、安全配慮義務違反を理由に責任を問われることとなります。

例えば、雪上散策のツアーの最中に雪崩に巻き込まれて参加者が死傷した事故について、ツアーガイドらの責任が問題となった事案で、「業務上の注意を怠り、雪崩危険区域とされている方面を行程に選択した上、

雪崩の通過地域となるような沢筋を休憩場所とした」としてツアーガイドらの業務上過失致死傷罪の成立が認められています。

他方、スキーヤーが滑降禁止区域の斜面を滑降中に雪崩に巻き込まれて死亡した事故について、スキー場管理会社の責任が問われた事案では、スキー場管理会社が、危険告知措置や物理的な進入禁止措置をとっており、斜面の危険性を認識・把握させるに不十分であったということはできないとして、管理会社の責任を認めませんでした。

Q5

「施設内の事故に関して一切の責任を負いません」という規約は有効なのでしょうか。

A5

施設の利用契約の内容は、原則として、施設側と利用者の合意によって定められます。

しかし、「一切の責任を負わない」といった内容は、人の生命・身体のような重大な権利に関し、あらかじめ一切の責任追及権を放棄させるものであり、免責される側に一方的に有利なものであるとして、公序良俗違反として、無効と解されています。

したがって、施設管理上の過失によって損害が生じた場合は、利用者は施設側に対して損害の賠償を求めることとなります。